筑波大学はあなたのライフイベントを応援します！

～出産・育児・介護を支援するための制度～

常勤教職員用

Work-Life Balance

女性が取得できるタイミング

男性が取得できるタイミング

男女共通

〇令和5年12月時点。本部等職員就業規則に基づき作成。
〇職員からの請求により認められます。詳細は規則を確認してください。
〇パートナーがいる教職員(地方自治体等によるパートナーとして証明する書類が発行された教職員)のため、就業規則等に規定されている「配偶者」又は「妻」の文言を「パートナー」に読み替えるための読替規定を定めています。
※要件の詳細については、所属部署の事務担当者にご確認ください。
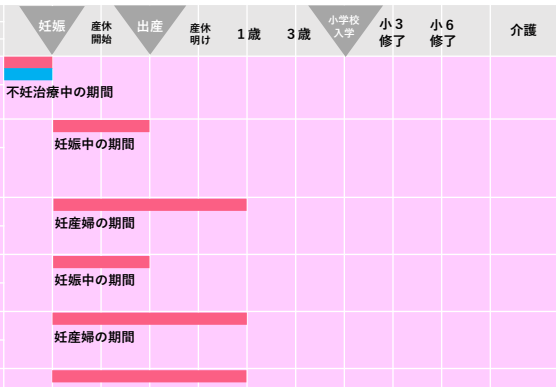
	学内制度	取得の可否 有給・無給 男性	取得の可否 有給・無給 女性	概要
出産のための制度	不妊治療のための休暇	—	〇 有給	不妊治療を行うため入院又は通院する場合に取得できる休暇（一の年に10日(時間単位で取得することも可)）
	妊娠中の通勤緩和	—	〇 有給	交通機関の混雑が健康保持に影響があると認められた時、所定勤務時間の始め又は終わりで勤務しない制度（一日を通じて1時間を超えない範囲）
	妊産婦の健康診断・保健指導	—	〇 有給	健康診査及び保健指導の受診のために承認された時間、勤務しないことを認める制度
	妊娠中の休息・捕食	—	〇 有給	母体又は健康保持のために必要な時間、休息や捕食ができる制度
	妊産婦の業務軽減等	—	〇 ー	業務の軽減又は軽易な業務に就かせることを認める制度
	妊産婦の時間外・休日・深夜勤務の免除	—	〇 ー	深夜勤務及び所定勤務時間以外の勤務、休日勤務を制限する制度
	産前休業	—	〇 有給	産前8週間（多胎妊娠の場合には14週間）前から出産の日（自然分娩の予定日）まで取得することができる制度
	産後休業	—	〇 有給	出産の翌日から8週間取得することができる制度(産後6週間を経過後に本人が請求し、医師が支障ないと認めた場合は就業することができる)
	配偶者出産休暇	〇 有給	—	妻が出産するため病院に入院する等の日から当該出産の日後２週間を経過するまでの間に取得できる休暇（期間中に2日(時間単位で取得することも可)）
育児のための制度	出生時育児休業	〇 無給	—	原則として、子の出生日から8週間を経過する日の翌日までの期間内に4週間以内の休暇が取得できる制度（分割して2回取得可能）
	妻の出産に伴う子の養育のための休暇	〇 有給	—	出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては14週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの間に、当該出産に係る子又は小学校就学前の子を養育するために取得できる休暇（期間中に5日(時間単位で取得することも可)）
	保育休暇	〇 有給	〇 有給	生後1年に達しない子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合に取得できる休暇（1日2回、それぞれ30分以内(男性職員が取得する場合にあっては付与される時間が異なることがある)）
	子の看護休暇	〇 有給	〇 有給	小学校の3年課程までに就学する子の看護のために取得できる休暇（一の年に5日(対象となる子が2人以上の場合にあっては10日、時間単位で取得することも可)）
	育児短時間勤務	〇 無給	〇 無給	週38時間45分より短い勤務時間で勤務することを認める制度 (1)1日当たり4時間(週20時間) (2)1日当たり5時間(週25時間) (3)1日当たり6時間(週30時間) (4)週3日(週23時間15分) (5)週2日半(週19時間30分) (注)外部資金により雇用されている職員は取得できない
	育児休業	〇 無給	〇 無給	一定の要件※を満たす場合、3歳に満たない子を養育するため、一定期間休業することができる制度(分割して2回取得可能)
	育児部分休業	〇 無給	〇 無給	小学校就学前の子を養育するため、所定勤務時間の始め又は終わりにおいて、勤務時間の一部を勤務しないことができる制度(15分単位。1日を通じて2時間を超えない範囲内）（保育休暇を取得している者には時間の減あり）
育児・介護のための制度	時間外勤務・休日勤務の免除	〇 —	〇 —	3歳に満たない子の養育又は家族の介護を行う職員について、時間外勤務・休日勤務を免除する制度
	時間外勤務の制限	〇 —	〇 —	子の養育又は家族の介護を行う職員について、時間外勤務を、1月につき24時間、1年につき150時間以内を限度とする制度
	深夜勤務の免除	〇 —	〇 —	子の養育又は家族の介護を行う職員について、深夜(午後10時から翌日午前5時までの間)業務を免除する制度
	準フレックス勤務	〇 —	〇 —	業務運営に支障が生じないと認められる場合に、1日の勤務時間数を変えずに始業の時間を柔軟に設定することができる制度(7時から10時までの間において、30分単位)
	休憩時間の特例	〇 —	〇 —	休憩時間を45分間とし、代わりに就業時間を15分早く設定することができる制度
介護のための制度	介護休業	〇 無給	〇 無給	一定の要件※を満たす場合、常時介護を要する家族の介護のため休業することができる制度(1回1年以内。通算3年まで、3回を上限として分割取得可)
	介護部分休業	〇 無給	〇 無給	職員の家族に負傷、疾病等の事情により介護を要する者がいる場合、1日の勤務時間についてその一部又は全部を勤務しないことができる制度
	介護休暇	〇 有給	〇 有給	要介護状態にある対象家族の通院の付き添い等介護を行う職員に与えられる休暇(一の年に5日(対象となる要介護者が2人以上の場合は10日、時間単位で取得することも可))
その他の制度	ライフイベントとの両立のための研究支援制度	常勤の職員・研究員であり、出産予定の者、小学校6年生以下の児童を育児中の者、要介護状態にある親族を介護している者を対象に、研究経費を助成する制度。要件等は、ヒューマンエンパワーメント推進局まで問い合わせ。		
	ワーク・ライフ・バランス相談室「あう」	ダイバーシティ推進、就業上のさまざまな相談に対する対応窓口として、ヒューマンエンパワーメント推進局において相談室「あう」を開設している。